

令和 6 年度

第 1 回 学校評議員・学校関係者評価委員 合同懇談会

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 5 日 (金)
- 2 場 所 茨城大学教育学部附属小学校 (学習室, 各教室)

3 内 容

- (1) 懇談 I 9:30~10:20
- ・ 学校長挨拶
 - ・ 出席者挨拶
 - ・ 学校経営について
 - ・ 学校課題への対応について
 - ・ 学校行事について
 - ・ 学校評価から
 - ・ 研究について
 - ・ その他
- (2) 授業視察 10:35~11:20
- (3) 懇談 II 11:30~12:00
- ・ 授業視察の感想及び質疑



出 席 者

〈学 校 評 議 員〉

飯 島 重 樹 様
幡 谷 史 朗 様
小 島 睦 様

〈学校関係者評価委員〉

園 部 優 太 様

〈教 員〉

校 長 長 谷 川 眞 人
副校長 石 津 美 代 子

主幹教諭 清 水 裕 太
研究主任 菅 原 慎 也

令和6年度 学校経営方針

茨城大学教育学部附属小学校

☆本校の教育理念

「個」の確立と「はらから」の精神の両立

「同胞（はらから、仲間）とのよりよいかかわり合いの中で、児童のもつそれぞれの個性や能力を実現させながら、自立の精神を養う」ことをめざす

《教育目標》

- (1) 価値観や生活様式の変貌する社会状況の中で、常に正しい判断力をもった思慮深い行動ができ、心豊かで健康な子どもを育成する。
- (2) 進展する社会に対応し、新しい文化の創造に必要な基礎学力・体力を身に付けた子どもを育成する。

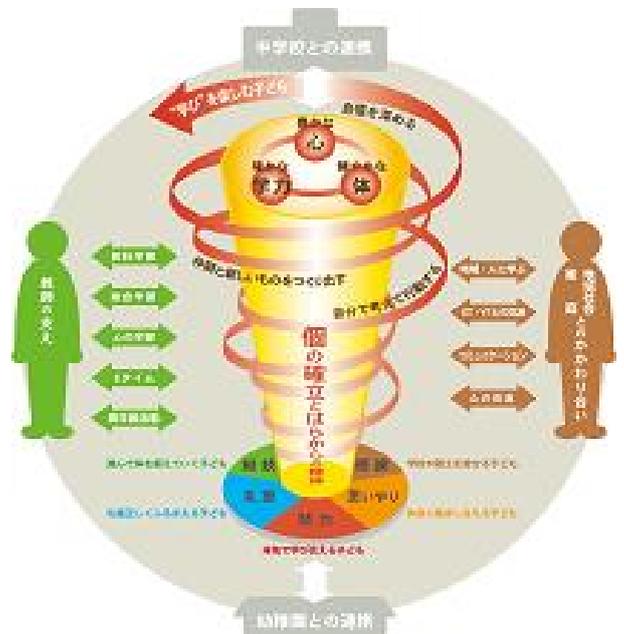
《望ましい子ども像（重点目標）》

本校の望ましい子ども像を次の5点と設定し、調和的な育成を図る。

- (1) 本気で学び合える子ども (努力)
- (2) 礼儀正しくふるまえる子ども (礼節)
- (3) 仲よく励まし合える子ども (思いやり)
- (4) 進んで体を鍛えていく子ども (継続)
- (5) 学校や郷土を愛せる子ども (感謝)

《経営方針（重点課題）》

- (1) 基本的な生活習慣と基礎学力・体力を身に付ける
(附属としての**学力向上**、**体力向上**)
- (2) 一人一人を大切にした学年・学級経営に努める
(学年・学級プラン、こころの時間実施計画等をもとに)**礼節・思いやり**を重点項目に…
- (3) 教育研究の充実をめざす
(学校の設置目的、**研究テーマの具現化**)
- (4) 家庭・地域との連携を密にする
(保護者やPTA、はらから応援団、振興会、地域、OB、いちよう同窓会等の協力)
- (5) 四附属及び各種教育機関との連携を深め、教育活動の質を高める
(教育学部との連携強化、幼小中の一貫教育)
- (6) 施設・設備の充実と活用を図る
(活動をつくり出す学習環境)



今年度の学校運営

子どもたち一人一人が輝く学校に！
～信頼とつながりを基盤に～

教職員全員で日々大切にしていきたいこと

- 子どもたちをまんなかに
「教師は授業で勝負する」
危機管理・初期対応
チーム力の向上
- … 子どもたちと目線を同じにし、傾聴の心で接する
 - … 子どもたちを「主語」にした授業づくりと自らの指導力向上
 - … **安心・安全**な学校づくり
 - … 合い言葉は「子どもたちのために！」

「附属らしさ」…「ならでは」が息づく学校づくり

- 「温故知新」…学んだことを活かし、新たな道理や知識を見だし未来を拓く
- 「かわりを楽しむ」…他者のよさを受け入れ、自己を高めていく
- 「自己実現」…課題を見だし、試行錯誤しながら解決していく

○茨城大学教育学部附属学校学校評議員細則

(平成14年3月4日制定)

改正 平成23年6月15日細則第7号

(趣旨)

第1条 茨城大学教育学部附属小学校規則第8条第2項、茨城大学教育学部附属中学校規則第8条第2項、茨城大学教育学部附属特別支援学校規則第9条第2項及び茨城大学教育学部附属幼稚園規則第8条第2項の規定に基づき、茨城大学教育学部附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)に置く学校評議員に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校評議員)

第2条 学校評議員は、本学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、当該附属学校の長(以下「校長又は園長」という。)の推薦により、学長が委嘱する。

2 学校評議員の数は、当該附属学校ごとに5人以内とする。

(任務)

第3条 学校評議員は、校長又は園長の求めに応じ、当該附属学校の運営に係る次の事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 教育目標及び計画に関する事項
- (2) 教育活動の実施に関する事項
- (3) 地域との連携の進め方に関する事項
- (4) その他学校運営の基本方針及び重要な活動に関する事項

(任期等)

第4条 学校評議員の任期は、2年とし、再任は1回を限度とする。

2 欠員により補充された学校評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、非常勤とする。

4 学校評議員が満70歳に達した事業年度の末日以降は、再任しないものとする。

(学校評議員の招集)

第5条 校長又は園長は、必要に応じて学校評議員を招集し、第3条に掲げる事項について意見を求めることができる。

2 学校評議員の招集は、少なくとも年1回は実施しなければならない。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、職務上知ることのできた秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。ただし、法令上別に定めがある場合はこの限りでない。

(事務)

第7条 学校評議員に関する事務は、当該附属学校事務部において処理する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月15日細則第7号)

この細則は、平成23年6月15日から施行する。

学校評議員・学校関係者評価委員のみなさんから

<感想>

- タブレットを活用している授業が多かった（低学年の授業も含めて）
- 先生の話をよく聞いて、自分の意見をはっきり言えていた。
- 先生の個性が出ていた。
- 先生方が笑顔で授業を行っている姿がよかった（笑顔は子ども達に伝わる）。

ご意見

- ・ 給食の時間について、ものをよくかんで食べるには時間が必要。最低でも 20 分は確保したい。
- ・ ロッカーの角のカバーを付けた方が良い。（怪我の未然防止）
- ・ 教室に空席が多いクラスもあった（不登校もしくは支援室に行っている児童）。支援を必要としている児童は増えている。学習支援員や支援室担当の先生の話も聞きたい。
- ・ 体育館に冷房が入るとよい（熱中症予防対策の一つとして）。